

質問回答書

回答日:令和8年1月15日

案件名称:大阪市統合プラットフォームアジャイル開発業務委託

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
1	資料2 業務委託仕様書 資料2別紙 取得するライセンス一覧	11 15	3. (9) 5. (1)	<p>本案件で使用するインスタンス(システム環境)の情報を詳細に教えてください。 (開発、検証、本番などいくつかあると思いますが、使用する環境の役割、環境ごとに統合PFと共同利用なのか本案件単独なのか、また時期によって変更されるのかなど)</p> <p>基本は、統合PFで使用するインスタンスを共同利用する理解でいますが、統合PFのスケジュールに合わせて、それまでは本案件の本番環境を使うようにも読み取れましたので、詳細を教えて頂ければと思います。</p>	<p>開発環境、検証環境は、本業務委託専用の環境となります。それ以外の環境は共同利用する環境です。 令和9年1月以降のデジタル統括室職員による先行利用は本番環境にて利用開始します。 その他、詳細は、「貸与資料09-01【統合PF】統合プラットフォーム開発標準ルール_v1.022」及び「貸与資料09-4-2_方式設計書_v1.10」をご参照ください。</p>
2	資料2 業務委託仕様書 資料2別紙 取得するライセンス一覧	10	3. (8)	<p>AIエージェント業務効率化実証実験において、ServiceNowのBoxスプークを利用する可能性について言及されています。 今回調達のライセンスには、Workflow Data Fabric(Boxスプークを利用するライセンス)が含まれていませんが、こちらはすでに購入済で使用できる認識で良いでしょうか? ※項番1の回答にも関連する認識です。</p>	お見込みのとおりです。
3	資料3 業務委託契約書(案)	2	第1条	<p>業務委託契約書と仕様書を含む設計図書について、内容に齟齬がある場合の優先順位を教えてください。 (記載内容に齟齬が生じた場合、どちらが優先されるかを明確にしておきたく存じます。)</p>	<p>業務委託契約書と仕様書を含む設計図書について、内容に齟齬がある場合の優先順位については定めておりません。 なお、設計図書等の誤り等について受注者が発見した時は、「資料3 業務委託契約書(案)」第24条の規定に基づき対応します。 契約書に定めのない事項の取り扱いについては、「資料3 業務委託契約書(案)」第54条をご参照ください。</p>
4	資料2 業務委託仕様書 資料3 業務委託契約書(案)	資料2:5 資料3:2	資料2:- 資料3:第1条2項	<p>契約形態について教えてください。業務委託仕様書には、成果物型(請負)としない旨の記載がありますが、業務委託契約書には請負契約に適用される条件(検査の実施、検査合格に対する対価請求権、契約不適合責任等)が記載されているため、契約形態はどうのように捉えたらよろしいでしょうか。また、準委任契約の場合、準委任契約に即した条件に修正いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>本業務委託は、業務の履行そのものを目的とする要素(準委任的性質)と、成果物の完成を目的とする要素(請負的性質)を併せ持つ契約(混合契約)として定めています。</p> <p>契約条項につきましては、「資料3 業務委託契約書(案)」の第1条第2項において「成果物がある場合は、これを発注者に引き渡すものとし」と規定しており、仕様書等で定義された「成果物」が存在する場合に限り、当該成果物に対して検査や契約不適合責任等の条項が適用される構成となっております。</p> <p>本業務における「成果物」の定義につきましては、「資料2 業務委託仕様書」における「7 提出物・成果物・検査方法・支払条件」の「(3)成果物の定義と検査方法」に定めたものが対象となります。</p> <p>一方で、「(2)提出物の定義と検査方法」に定めるアジャイル開発プロセスに伴うドキュメント等の提出や、日々の業務遂行(役務の提供)については、業務の履行そのものを目的とするものであり、準委任的な性質として取り扱います。</p> <p>このため、本契約書案は両方の性質に対応可能な内容となっているため、修正の必要ないと認識しています。</p>
5	資料3 業務委託契約書(案)	6	第24条～第29条	<p>第24条～第29条で出てくる、「必要があると認められるとき」の記載について、 発注者の裁量なのか、両者協議の上で認められるときなのか、念のため確認をさせていただけますでしょうか。</p>	<p>「必要があると認められるとき」とは、「発注者は」の主語のとおり、発注者の判断を指します。</p> <p>ただし、受注者による重大な契約違反が判明するなど明らかに受注者の責めに帰すべき状況でない限り、基本的には両者協議のうえ対応します。</p>
6	資料2 業務委託仕様書	7	2. (4)リリース管理 反映順序と証跡	<p>①統合PF ガバナンスに従い開発→検証→総合→受入→本番環境 上記の5環境はすべて別のInstanceであると考えてよいでしょうか?</p> <p>②開発・検証環境は受託者が管理し、総合・受入・本番環境は統合PFの管理と理解していますがよろしいでしょうか?</p> <p>③上記理解が正しい場合は、総合環境への移送、反映は受託者と統合PFのどちらで実施するか決まっていきますでしょうか?</p> <p>④P15に記載されている「総合環境、受入・ユーザテスト環境、教育環境、本番環境、疑似本番環境」との相関関係を教えていただけますでしょうか?</p> <p>⑤開発・検証環境は、受託者がServiceNowの基本的なセットアップ、構築を実施する理解で正しいでしょうか?</p>	<p>①②⑤について、お見込みのとおりです。 ③④については、「貸与資料09-1【統合PF】統合プラットフォーム開発標準ルール_v1.022」をご参照ください。</p>

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
7	資料2 業務委託仕様書	10	3. (8)AI活用の検証・検討	「ServiceNowのAIライセンスを用いた実証実験の計画策定・サンプル開発」はメインのアジャイル開発と同じ開発環境で実装・検証することを想定されていますでしょうか？	お見込みのとおりです。 なお、本市の統合プラットフォームのテナントに紐づける前提で、開発環境・検証環境以外の別環境分のライセンスを受注者負担で調達し、当該別環境にて実証実験することは妨げません。
8	資料2 業務委託仕様書	10	3. (8)AI活用の検証・検討	CSV・Word・Excel・PDFファイル等により統合PFのテーブルに取り込み 以下の認識であっていますでしょうか？ ・データ取込先:ServiceNowのテーブル ・データ取込方法:手動 ・データ取込実施者:受注者	データ取込先はServiceNowのテーブルとなります、データ取込に関する具体的な方法は、契約後に本市と協議の上で定めます。
9	資料2 業務委託仕様書	11	3. (9)ServiceNowライセンス取得	ServiceNowライセンス取得について、次の理解であっているでしょうか？ ①受託者にて、今回受託業務に必要な開発・検証用のライセンス購入及びNon-Productionのインスタンス(2つを想定)の立ち上げを行う。 ②上記インスタンスにて、受託者と大阪市が開発・実装を行い、検証・確認作業を行う。 ③検証・確認が完了した開発資材のうち、R9.11から全庁内で習熟開始の対象となるものは、統合PFの環境に移送する。 ④本契約期間終了後は、維持管理に必要な数量のライセンスを受託者が購入し、今回立ち上げた2つのNon-Production環境で維持管理を行う。(別途契約)	①②について、お見込みのとおりです。なお、「資料2別紙 取得するライセンス一覧」にも記載のとおり、インスタンスは本市の統合プラットフォームのテナントに紐づけることとなる点にご留意ください。 ③について、開発環境→検証環境→総合環境→受入・ユーザテスト環境→教育環境→本番環境の順に資材移送が必要です。 移送タイミングについては、開発案件によって、総合テスト、受入テスト、研修・教育が必要な時期が変動します。 デジタル統括室職員による令和9年1月からの試行利用開始のもの(「資料2 業務委託仕様書」の「4 想定スケジュールと主要マイルストーン」における【主要マイルストーン】令和9年1月を参照)については、その時点で本番環境への資材移送が必要です。 また、令和9年11月から教育環境にて統合プラットフォームの全庁向け操作習熟が始まる点にも留意ください。 ④について、お見込みのとおりです。
10	資料2 業務委託仕様書	19	6. (1)受注者の体制	①受注者は大阪市様庁舎、もしくは受託者会社オフィスで作業をおこなうことが必要でしょうか？ ②自宅からのリモート作業は可能でしょうか？また、海外在住者の作業は可能でしょうか？	業務履行場所については、受注者のオフィス・リモートのどちらでも可能です。また、海外在住者の作業も可能です。 庁舎内での作業については、契約後の調整事項となります。
11	資料2 業務委託仕様書	30	7. (5)履行場所	提出物(特に月次報告、都度報告のもの(レビュー・議事録等))は、ソフトコピー(大阪市様のフォーマットに沿ったPDFなど)での提出は可能でしょうか？	具体的な提出物の提出方法については、契約後に本市と協議の上で定めます。 なお、紙媒体での提出は不要です。
12	資料2 業務委託仕様書	2	2 背景と目的>アジャイル開発と職員内製の採用	本業務内で開発された成果物について、本業務完了後となる令和10年1月以降の運用保守は、貴市にて全て対応していく想定と見込んでおります。相違ないでしょうか。あるいは、別途運用保守契約等を締結される可能性はございますでしょうか。	令和10年1月以降の運用・保守業務の取り扱いについては検討中です。
13	資料2 業務委託仕様書	7	3 本業務委託の内容>(4)リース管理	バージョンアップの役割分担の想定案について、ご希望はありますでしょうか。	「貸与資料09-1_【統合PF】統合プラットフォーム開発標準ルール_v1.022」及び「貸与資料10_【統合PF】統合PF運用保守ルール_v0.01」をご参照ください。
14	資料2 業務委託仕様書	8	3 本業務委託の内容>(5)アジャイル開発に係る各種留意事項	「統合PF構築事業者からのバージョンアップ連絡・周知を通じて、受注者が開発した部分に係るServiceNowのバージョンアップに対応すること。」とのことです、本業務終了後のServiceNowバージョンアップ対応は貴市ないしは別途保守事業者にて対応される想定でしょうか。	お見込みのとおりです。
15	資料2 業務委託仕様書	8	3 本業務委託の内容>(5)アジャイル開発に係る各種留意事項	「開発案件の所管課が主体的に関与する「プロセスオーナー」「プロダクトオーナー」等の役割の在り方は、本市の組織風土等をふまえ、大阪市統合PFチームと受注者で十分検討を行う。」とありますが、プロセスオーナー、プロダクトオーナーの役割の定義を受注者と決定するという理解でありますでしょうか。その場合、プロセスオーナー、プロダクトオーナーは受注者が役割を担う場合もありますでしょうか？	受注者が当該役割を担うことはありません。 「資料2 業務委託仕様書」における「6 開発体制及び役割分担」の「(4)プロダクトオーナー・プロセスオーナーについて」をご参照ください。
16	資料2 業務委託仕様書	9	3 本業務委託の内容>(6)本市内製開発に関する留意事項	「統合PF構築事業者からのバージョンアップ連絡・周知を通じて、本市職員が内製開発した部分に係るServiceNowのバージョンアップの支援をすること」とのことですが、作業内容として想定されている項目をご教示ください。	項番13の回答をご参考ください。
17	資料2 業務委託仕様書	10	3 本業務委託の内容>(8)AI活用の検証・検討	「AIエージェント業務効率化実証実験」で用いられる審査基準は貴市にて定義・提供いただけるものと理解しております。相違ないでしょうか。また、業務委託仕様書P5には「同時並行開発は原則2件まで」と記載されておりますが、本実証はその内数として含まれるでしょうか。	審査基準については、お見込みのとおりです。 並行開発の件数制限はアジャイル開発案件のみについて記載したため、実証実験の件数は含みません。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
18	資料2 業務委託仕様書	16	5 関連事業との関係性>(2)大阪市共通公文書管理サービス構築・運用保守業務委託	当該サービスに係る「決裁連携API」の本番API提供開始は令和10年1月とのことです。本業務の完了後となっております。本番API連携を要する業務開発については、その対応を貴市に引き継ぐことを想定しますが、相違ないでしょうか。	仕様書に記載のとおり、システム連携テストが令和9年4月開始のため、システム連携テストは本業務委託の範囲内で対応いただくこととなります。 参考情報として、令和9年11月に教育環境にて、全庁職員が、さまざまな統合プラットフォーム上のサービス・アプリケーションから共通公文書管理サービスの決裁連携に係る操作研修・教育を受けることとなります。令和10年1月以降の運用・保守業務の取り扱いについては検討中です。
19	資料2 業務委託仕様書	18	5 関連事業との関係性>(4)主要なステークホルダー	「開発案件の所管課」がステークホルダーとして参画されると記載されていますが、連携するシステムがある場合に関連ドキュメント等の提供を当該構築事業者様に依頼することは可能でしょうか。	本市経由で可能です。
20	資料2 業務委託仕様書	30	7 提出物・成果物・検査方法・支払条件>(5)履行場所	履行場所は「発注者が指定する場所」とありますが、状況に応じてリモート対応は可能でしょうか。	リモート対応も可能です。 また、項番10の回答も参照ください。
21	資料5別紙 提案書評価表	1	2 体制	「④仕様に示す業務量(人月)の履行期間内配分案・仕様に示す業務量に基づく各メンバーの業務配分案(スプリント毎のリソース配分等)を明示すること。なお、提案書に添付必須の「工数積算シート」(本市指定様式)に記載の人月と一致させること。」とありますが、工数積算シートは提案書ページの内数として含みますか。	「資料4 提案書作成要領」の「2. 1 提案書に係る留意事項(1)」に記載のとおり、30ページ以内の制限を受けるものは「提案書本編」のみであり、「様式7 費用積算シート」及び「様式9 工数積算シート」は「提案書本編」ではないため、提案書ページの内数としては含みません。
22	07【統合PF】統合プラットフォーム利用ガイド_v0.02	全般	全般	本書は今後の統合プラットフォーム構築の進展によって都度改版されるものと存じますが、改版のイメージ(頻度・改版に関わるステークホルダー)をご教示ください。また、本書の内容がある程度固まっているものであればその旨ご教示ください。	未定です。
23	08【統合PF】統合プラットフォーム利用の手引き_v0.05	全般	全般	本書は今後の統合プラットフォーム構築の進展によって都度改版されるものと存じますが、改版のイメージ(頻度・改版に関わるステークホルダー)をご教示ください。また、本書の内容がある程度固まっているものであればその旨ご教示ください。	未定です。
24	10【統合PF】統合PF運用保守ルール_v0.01	全般	全般	本書は今後の統合プラットフォーム構築の進展によって都度改版されるものと存じますが、改版のイメージ(頻度・改版に関わるステークホルダー)をご教示ください。また、本書の内容がある程度固まっているものであればその旨ご教示ください。	未定です。
25	09-1【統合PF】統合プラットフォーム開発標準ルール_v1.022	全般	全般	本書は今後の統合プラットフォーム構築の進展によって都度改版されるものと存じますが、改版のイメージ(頻度・改版に関わるステークホルダー)をご教示ください。また、本書の内容がある程度固まっているものであればその旨ご教示ください。	未定です。